

山形労発基 0310 第2号  
令和7年3月10日

関係団体の長 殿  
発注機関の長 殿

山形労働局長



令和7年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

時下、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より労働行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、職場における熱中症予防対策については、令和3年4月20日付け基発0420第3号「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところです。また、平成29年からは「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各防災団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところです。

昨年1年間の職場における熱中症の発生状況（1月7日現在の速報値。別紙参照）をみると、死亡を含む休業4日以上之死傷者数は1,195人、うち死亡者数は30人となっております。そのうち山形県における死傷者数は9人、うち死亡者数は1人となっており、死傷者数は前年比13人の大幅な減少となりました。

全国の死傷者数を業種別にみると、建設業216件、製造業227件となっており、死傷者数については、全体の約4割が建設業と製造業で発生しています。死亡者数は、建設業が最も多く、製造業及び運送業が同数で続き、多くの事例で暑さ指数（WBGT）を把握せず、熱中症の発症時・緊急時の措置の確認・周知の実施を確認できませんでした。また、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している事例も見られ、その多くは医師等の意見を踏まえた配慮が行われていませんでした。

つきましては、令和7年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を、別添「令和7年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱」のとおり実施いたしますので、貴職におかれましても、本キャンペーンの趣旨を踏まえ、傘下会員、関係団体等に対して周知を図っていただくとともに、各事業場において確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をお願いいたします。